

平成28年4月27日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害認定日を受給権発生日とする障害基礎年金の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、平成〇年〇月〇日を初診日とするうつ病(以下「当該傷病」という。)により、国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める程度の障害の状態にあるとして、受給権発生日を平成〇年〇月〇日とする障害等級2級の障害基礎年金を受給しているところ、当該傷病により障害認定日においても障害の状態にあったとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として、障害基礎年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「あなた様の傷病(うつ病)について、障害認定日平成〇年〇月〇日現在の障害の状態は、提出された平成〇年〇月〇日現症の診断書等では、国民年金法第30条に定める「障害認定日」における障害の状態の判断ができないため。」という理由により、障害基礎年金の支給をしない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 障害認定日による請求により障害基礎年金の支給を受けるためには、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」

という。)につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して1年6月を経過した日(その期間内にその傷病が治った日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。))があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。)において、その傷病による障害の状態が、国年令別表に定める程度(障害等級1級又は2級)に該当することが必要とされている。)

2 本件の場合、請求人の当該傷病に係る初診日が平成〇年〇月〇日であることは、本件記録から明らかであり、障害認定日が同日から1年6月を経過した平成〇年〇月〇日となることは、当事者間にも争いが無いものと認められるところ、請求人は、第2の記載の理由による原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、障害認定日当時における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、国年令別表に定める障害等級2級の程度に該当しないと認めることができるかどうかということである。

第4 審査資料

(略)

第5 事実の認定及び判断

1 審査資料によれば、本件障害の状態等について、次の記載のあることが認められる。

(略)

2 上記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 当該傷病による障害により、障害等級2級の障害基礎年金が支給される障害の程度としては、国年令別表に「精神の障害であつて、前各号と同程度(注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度)以上と認められる程度のもの」(16号)が定められている。

そして、国民年金法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準と

して、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えられるものである。

- (2) 認定基準の「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもので、例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである、とされている。

そして、認定基準の第3第1章第8節／精神の障害によると、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもを2級に該当するものと認定するとされ、精神の障害は、多種であり、かつ、その症状は同一原因であっても多様であるので、認定に当たっては具体的な日常生活状況等の生活上の困難を判断するとともに、その原因及び経過を考慮するとされ、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的

障害」、「発達障害」に区分するとされているが、請求人の当該傷病による障害は、現出している症状から気分（感情）障害に関する認定要領を参照して障害の程度を判定するのが相当と解されるところ、気分（感情）障害による障害で障害等級2級に相当すると認められるものの一部例示として、「気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんばんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの」が掲げられ、気分（感情）障害は、本来、症状の著明な時期と症状の消失する時期を繰り返すものであるので、現症のみによって認定することは不十分であり、症状の経過及びそれによる日常生活活動等の状態を十分考慮するとされ、また、気分（感情）障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合（加重）認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定し、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めることとされている。

また、認定基準の「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「3 認定の方法」には、障害の程度の認定は、診断書及びX線フィルム等添付資料により行うが、提出された診断書等のみでは認定が困難な場合又は傷病名と現症あるいは日常生活状況等との間に医学的知識を超えた不一致の点があり整合性を欠く場合には、再診断を求め又は療養の経過、日常生活状況等の調査、検診、その他所要の調査等を実施するなどして、具体的かつ客観的な情報を収集した上で、認定を行うこと、原則として、本人の申立等及び記憶に基づく受診証明のみでは判断せず、必ず、その裏付けの資料を収集することとされている。障害の状態がいかなるもので、それが国年令別表及び厚生年金保

険法施行令別表第1の定める程度に該当するか否かは、受給権の発生・内容にかかわる重大なことであるから、その認定は客観的かつ公正・公平に行われなければならないことはいうまでもないところである。したがって、それは、障害の状態・程度を認定すべきものとされている時期において、直接診療を行った医師（歯科医師を含む。以下同じ。）ないし医療機関が診療当時に作成した診断書、若しくは、医師ないし医療機関が、診療が行われた当時に作成された診療録等の客観性のあるいわゆる医証の記載に基づいて作成した診断書、又は、これらに準ずるものと認められることができるような証明力の高い資料によって行わなければならないものと解するのが相当である。

- (3) 本件の場合、上記1に記載した審査資料によって認定することのできる請求人の当該傷病による障害の状態は、障害認定日より約5月以上経過した平成○年○月○日現症のものであるところ、当審査会に顕著な事実によれば、保険者は、一般的に、障害認定日による請求については同日以後3月以内の現症が記載されている診断書の提出を求めるとして、障害の程度の認定を行うべき日における障害の状態は、上記の期間内の現症日における障害の状態によってこれを行うものとする旨の取扱いをしており、当審査会も、基本的にはこれを相当としてきているところである。したがって、上記審査資料によって認定することのできる障害の状態は、上記の取扱いからは外れた時期の現症であるから、この取扱いをそのまま適用すると、特段の事情の存しない限り、これを本件における障害の程度の認定を行うべき日における障害の状態として認めることはできないことになる。そして、一件記録を精査しても、上記特段の事情は認められない。

請求人は、形式的に3月以内の診

断書によるのではなく、事案ごとに障害認定日における障害の状態の認定が可能かどうかによるべきであるとした上で、本件では、医師は平成○年○月当時の状態と同じであったとしており、障害認定日当時の状態についての知人の申述書もあり、また、診療を再開した平成○年○月○日における障害の状態は、翌朝、自傷行為に及んで入院するほどに悪かったことなどから、本件診断書の診断内容をもって障害認定日の状態を類推すべきである旨主張するのであるが、本件記録によれば、請求人は、平成○年○月○日から同年○月○日までの間は、当該傷病について診療を受けていないことが認められ、したがって、上記の医師の意見は、あくまでもその後の診療に基づいた推測にとどまるものといわざるを得ず、また、知人の申述書をもって、前述したような証明力の高い資料ということもできず、さらに、当該傷病の病態に照らしてみても、5月以上経過した後の状態についての診断書から障害認定日当時の障害の状態を的確に認定することは困難というべきであり、診断書によらない認定に適した傷病であるということもできないのであって、それにもかかわらず、本件において、障害認定日における障害の状態を認定する資料として、本件診断書を含む上記の各資料をもって足りるとすることは、障害認定の公正及び公平の観点からしても、相当とはいえない。

- (4) 以上によれば、本件障害の状態を判断できないとした、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。